

平成23年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第4日)

平成23年9月30日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成23年9月30日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第2号 平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理について
- 日程第2 認定第1号 平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第13 議案第12号 周防大島町暴力団排除条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 周防大島町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 発議第2号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について

### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第2号 平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理について
- 日程第2 認定第1号 平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第3号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第4号 平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第5号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第6号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第7号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第8号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第9号 平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第10号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第11号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第13 議案第12号 周防大島町暴力団排除条例の制定について
- 日程第14 議案第13号 周防大島町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第15 議案第23号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第16 発議第2号 「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について

### 出席議員（18名）

- |    |        |    |        |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 田中隆太郎君 | 2番 | 杉山 藤雄君 |
| 4番 | 新山 玄雄君 | 5番 | 平野 和生君 |
| 6番 | 魚原 満晴君 | 7番 | 今元 直寛君 |
| 8番 | 広田 清晴君 | 9番 | 安本 貞敏君 |

10番 尾元 武君	11番 中村 美子君
12番 中本 博明君	13番 魚谷 洋一君
14番 平川 敏郎君	15番 松井 岑雄君
17番 久保 雅己君	18番 布村 和男君
19番 小田 貞利君	20番 荒川 政義君

欠席議員（1名）

3番 神岡 光人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 村田 雅典君	議事課長 中尾 豊樹君
書記 中村 和江君	書記 林 祐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	椎木 巧君	代表監査委員 .....	相川 實君
副町長 .....	岡村 春雄君	教育長 .....	平田 武君
公営企業管理者 .....	石原 得博君		
総務部長 .....	星出 明君	産業建設部長 .....	嶋元 則昭君
健康福祉部長 .....	西村 利雄君	環境生活部長 .....	松井 秀文君
久賀総合支所長 .....	西本 芳隆君	大島総合支所長 .....	北杉 憲昌君
東和総合支所長 .....	木村 順一君	橘総合支所長 .....	東原 平典君
会計管理者兼会計課長 .....			岡本 洋治君
教育次長 .....	中野 守雄君	公営企業局総務部長 ...	河村 常和君
総務課長 .....	奈良元正昭君	財政課長 .....	中村 満男君

午前9時33分開議

議長（荒川 政義君） おはようございます。平成23年第3回周防大島町議会定例会第4日目を開会いたしたいと思ひます。

それでは、本日お手元に配布してある日程のとおり進行いたしたいと思ひます。

・

日程第 1 . 議案第 2 号

日程第 2 . 認定第 1 号

日程第 3 . 認定第 2 号

日程第 4 . 認定第 3 号

日程第 5 . 認定第 4 号

日程第 6 . 認定第 5 号

日程第 7 . 認定第 6 号

日程第 8 . 認定第 7 号

日程第 9 . 認定第 8 号

日程第 1 0 . 認定第 9 号

日程第 1 1 . 認定第 1 0 号

日程第 1 2 . 認定第 1 1 号

日程第 1 3 . 議案第 1 2 号

日程第 1 4 . 議案第 1 3 号

議長（荒川 政義君） 日程第 1、議案第 2 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理についてと日程第 2、認定第 1 号平成 2 2 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 1 2、認定第 1 1 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、日程第 1 3、議案第 1 2 号周防大島町暴力団排除条例の制定について、日程第 1 4、議案第 1 3 号周防大島町福祉事務所設置条例の制定についてまでの 1 4 議案を一括上程し、これを議題とします。

9 月 1 5 日の本会議において所管の常任委員会に付託いたしました付託案件について、各常任委員長から委員会審査報告書が提出されておりますので、1 4 議案について各常任委員長の審査報告を求めます。

まず、総務文教常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。魚谷議員。  
総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 総務文教常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9 月 2 0 日委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審議の結果、認定第 1 号のうち本委員会所管部分と認定第 1 0 号及び議案第 1 2 号については、御手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも認定すべきもの、可決すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順序に沿って、その経過における発言のうち、主なものについて申し上げ

ます。

まず、認定第1号平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、総合支所関係では、委員から、駐車場使用料については滞納または収入未済額が発生しないように、徴収については努力をお願いする旨の発言がありました。

そのほか、各支所の地域支援班は4名となっているが少なくないのか。また、災害時等の場合にはどうかとの質問に対し、避難所設置の場合などには、各課から職員が別に割り当てられており、それ以外の通常業務は現状の職員で対応しているとの答弁でした。

また、通常の道路等のパトロールは実施しているのかとの質問には、随時実施しているとの答弁でした。さらに、各支所とも工事費、原材料費が平成21年度と比較して減額となっているが、何か理由があるのかとの質問に対し、平成22年度は災害も少なく、要望も少なかったので減額となっているが、要望分等を含め、事業は前年並みに実施しているとの答弁でした。

次に、総務課関係では、現在本町において「地震防災マップ」を各戸に配布しているが、3月11日の大震災発生を機に、国、県が方針の見直しを行うこととしていることから、本町も速やかに対応し、住民に周知してほしいとの質問に対し、大震災を受け、国の中央防災会議も本年中に方針が示され、県が防災会議を実施し、方針が決まると思われるので、それを受けて早急に実施していきたいとの答弁でした。

また、消防団員の新任教育は、東和支部は実施しているが、ほかは行っているのかとの質問に対し、東和支部に限らず、各支部において実施しているとの答弁でした。

さらに、平成23年6月1日から施行された家庭用火災報知器の設置状況は。また、設置に向けた指導等はどうなっているのかとの質問に対し、家庭用火災報知器の設置状況は把握していないが、今後も設置に向け周知していきたいとの答弁でした。

さらに、浮島の分団にも軽トラックを消防ポンプの運搬用に整備してもらいたい。また、自治会の防災訓練補助金を自治会の規模により増額してほしいという意見がありました。

次に、財政課関係では、財政管理費の修繕費及び備品購入費の主な物は何かとの質問に対し、指定管理施設の緊急対応として、修繕費は和田苑のエコアイス熱交換器、なぎさ水族館の空調改修及び竜崎温泉等、施設の床タイル補修等の緊急修繕に対応したものであり、備品購入費は、なぎさ水族館の水中ポンプ及び福寿苑の超音波温浴装置の緊急の備品購入に対応したものであるとの答弁でした。

また、交付税について、昨年度と比較すると約4億円増となっている。合併時、10年間は今の水準を維持し、その後段階的に減るという説明であったが、今後の見通しはどうかという質問に対し、交付税のこのたびの増額は、雇用対策や活性化対策の緊急対策により増加したことが主な要因であり、合併時の10年間は今の水準を維持し、その後段階的に減るということは変

わっていない。また、ほかに国勢調査人口の減少による交付税額の減少も考えられるが、一方、増額の要素は見当たらないとの答弁でした。

さらに、人口1人当たりの交付税額は把握しているかとの質問に対し、基準財政需要額の算定については、測定単位が人口だけではなく、面積や高齢者人口であったり、他の要素もあるので、人口1人当たりの交付税額は把握していないとの答弁でした。

次に、教育委員会の総務課関係では、太陽光発電を設置している学校は何校か、小学校の予定はどうかとの質問に対し、情島中学校を除く4つの中学校に設置しており、小学校は設置計画がないとの答弁でした。

また、太陽光発電で学校の電力はすべて賅えるのかとの質問に対し、電気を売る売電が年間約50万円ほどであり、余剰電力である。太陽光は発電しながら使用し、なおかつ余っているものを売っている。試算で、最大出力1時間当たり20キロワット、年間2万770キロワットであり、すべては賅えないとの答弁でした。

そのほか、太陽光発電については、売電の単価、停電になった場合の対応、設備投資額、費用対効果、耐用年数などの質疑がありました。

次に、学校耐震化について、本町の耐震化率、山口県の実態等についての質問に対し、本町は平成23年4月現在で79.1%、山口県平均が61.7%で、本町の学校耐震化は平成27年4月1日には100%を達成する計画であるとの答弁でした。

次に、久賀学校給食センターの給食収入未済額の人数、過年度の未済額及び人数についての質問に対し、小学校が3名、中学校が2名で合計が18万70円。過年度分は、平成16年度から平成22年度までで、中学生が41万2,327円、小学生が68万865円、合計109万3,192円であるとの答弁でした。この滞納については、少しでも徴収できるよう努力してほしいと委員からの要望がありました。

学校教育課関係では、本町の全国学力・学習状況調査の結果は全国レベルに比べてどうなのか。また、その結果は保護者にどの程度伝わっているのかとの質問に対し、本町の全国学力・学習状況調査の結果は、全国平均に比べるとやや低いレベルにある。しかし、昨年度に比べると改善しており、先生方の指導の成果が出ていると思う。また、本調査の結果については、各学校の学校だより等で保護者に知らせており、今後の取り組みについても説明しているとの答弁でした。

また、宮本常一副読本はどのように活用されているか。効果は上がっているのか。また、民泊体験に宮本常一を絡ませることもぜひ検討願いたいとの質問に対し、副読本は授業で活用している。また、毎年、宮本常一写真コンクールを実施している。児童生徒の関心や理解は深まっていると思う。今後も教育の中で大いに活用していきたいとの答弁でした。

さらに宮本常一を研究するなどして、郷土愛をはぐくむ教育を進め、町に誇りを持つことので

きる教育を推進してほしい。また、町はハワイとの交流を行っているが、もっと若い世代の交流を進めるべきだといった意見がありました。

社会教育課関係では、大島歴史民俗資料館について、民具はどこへ移転するのか、移転は仮置きなのか、町内の歴史資料を1カ所にする考えはないのかとの質問に対し、防音工事で空調設備等が整っている旧椋野小学校へ運んで、洗浄や消毒を行っており、当面の保管場所である。資料関係を1カ所にまとめるには膨大な資料があるため、集約することは難しいであろうという答弁でした。

また、4つの図書館の古い本はどうしているのかという質問に対し、古い本は倉庫に保管し週刊誌・月刊誌については定期的に処分しているとの答弁でした。

次に、総合体育館監理運営経費の清掃業務委託料の内容の質問と、体育館の観覧席にほこりがたまっており目についたという指摘に対し、業務委託は、総合体育館内のワックスがけや窓ガラスの清掃であり、通常の清掃は、月・水・金曜日は体育館、陸上競技場のトイレ等を清掃してもらっているので、今後は十分な管理をするよう注意したいとの答弁でした。

なお、税務課、政策企画課、契約監理課、会計課及び議会事務局の説明に対しては、特に質疑がありませんでした。

以上が、認定第1号平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についての主なものであります。

次に、認定第10号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定に関して、前島航路経費の待合所の管理委託料12万円について、2坪程度の小さい待合所なので、船が到着時に船員1名が掃除できるのではないかと。少しでも経費を安くできるように考えてもらいたい。この件に関しては、旧町時代から毎回質問しているとの質問に対し、船員が待合所の清掃を行うことは、船の運航に従事する船員の業務ではないので難しい面がある。他の航路の待合所管理委託料と整合性がとれるよう検討したいとの答弁でした。

最後に、議案第12号周防大島町暴力団排除条例の制定については、基本理念を定めた条例であり、県条例はより厳しい規定となっており、適用は県条例をもとに行うことになるとの説明に対し、だれが暴力団と判断するのか、5年経過をどのように確認するのか、公共工事に暴力団が絡む可能性など、具体的な例を挙げての質疑応答がなされましたが、疑義等が生じた際には、事業者として警察に問い合わせれば回答してくれるとのことでありました。

また、建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等措置要領については、全議員に対し配布するよう依頼しましたので、先般お手元に届いていると存じます。

以上が、本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 総務文教常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。総務文教常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 1つは、今年度決算の特徴が、いわゆる不用額が非常に多いというのが全体の状況でした。全体として9億円を超えるというのが状況でした。

そういう中で、付託された内容の中、款で言いますと教育委員会関係、これが3億3,000万円余りということになっているんじゃないかと思います。そして、款で言いますと総務、これが6,000万円余りというふうになつてると思うんですが。実際的に議員の中から、そういう不用額について、21年度から22年度への繰り越し、その比率等について、特に学校の場合はいろんな工事事業が重なって、かなり21年から22年の比重が高いんじゃないかというふうに思いますが、実際的にそういう中身の質疑があったらどうか、なかったらどうかというのが1つです。

それと、もう一つ。もう一つは、町長交際費、議長交際費について、詳細については委員会で質疑しようということで議長が今回初日に言いました。そういう中で、交際費をめぐる状況について、いわゆる性質別な状況について質疑があったか、なかったか。これが1つです。

それと、先ほど星出部長のほうで休憩中に言われました暴力団にかかわる物品の部分で、休憩中に答弁がありました。そういう中で、今回、例えば暴力団と議員の関係等について、やっぱり質疑があったんじゃないか。例えば、暴力団と議員が同席するようなことがあったら、議員は当然辞職するべきじゃないかというような私は感覚はありますが、実際的に議論として、質疑を含めてあったか、なかったかについて報告をお願いしたいというふうに思います。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） 前半の部分の質問につきましては、本委員会に関して質疑はありませんでした。

それから、条例に関する件だと思うのですが、報告でも申し上げましたように、だれが暴力団と判断するのか、または5年経過をどのように確認するのか、それから公共工事等に暴力団が絡む可能性など、こういった質疑等が主なものでございまして、今御質問の部分はございませんでした。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほど委員長の報告を聞いていると、いろんな具体的事例に基づいて質疑があったというのが、委員長の報告であったわけよね。それで、実際的にその部分でなかったら答弁があると、ちょっと委員長がされた答弁と私の質問が絡まってないと言いますが、どうなんかのという面があるので。例えば、一般的によく言われる、芸能人が言われるような、例えば「知らなかった」という場合とか、あえて結果的に、責任を負うことがあるという場合も起こります。

議員というのは御承知かと思いますが、かつて議員倫理条例を旧大島でつくったことがあります。いやしくも、議員として、いわゆる疑われるようなことをしたらいけないんだという議員倫

理条例をつくったことがあるんです。その趣旨に照らせば、暴力団との同席なんちゅうのはあり得んことなんです。

そういった議論があったのか、なかったのか。あったとしたら詳細について、委員長が私見じゃなしに、こういう議論がありましたちゅうことで答弁していただければ助かるんですが。よろしくお願いいいたします。そういう質問の内容です。

総務文教常任委員長（魚谷 洋一君） いいですかね。各個別の質問等については、私も今ははっきりと、ここでこうだったというような記憶にも薄いところがございますので、確認はさせていただきたいと思うのですが、全体的なことで申し上げますと、疑問等、あるいはそのことに関して不信があれば、警察等に連絡すれば調べてくれるというような答弁、質疑であったように思います。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

総務文教常任委員長、お疲れさまでした。ありがとうございました。

次に、民生常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。尾元議員。

民生常任委員長（尾元 武君） 民生常任委員会を代表いたしまして、本委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日、委員全員出席のもと委員会を開催し、付託された案件の審査を行いました。

審査に当たりましては、所管事項全般にわたり、執行部から説明を求め、質疑を行い、十分な審議の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分から認定第5号まで及び議案第13号、議案第2号及び認定第11号について、お手元に配布いたしております委員会審査報告書のとおり、全件とも可決及び認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました過程における発言等のうち、主なものについて申し上げます。

認定第1号一般会計決算の福祉課関係では、町社会福祉協議会補助金について、その対象となる事業はとの質問に対し、執行部より、会長活動事業、福祉活動専門員設置事業、地域福祉活動センター運営事業、ボランティアコーディネーター設置事業、運営費補助事業、福祉の輪づくり運動推進事業、日常生活用具給付事業、健康で自立した生活支援事業、ふれあいいいききサロン推進事業、文殊苑温泉水利用に係る補助の10事業であるとの答弁でした。

社会福祉施設整備事業経費の負担金、補助及び交付金が平成21年度と比較すると約1,000万円の減額であるが、スパーク大島の債務負担の影響か。また、ほかの施設についてはどうかとの質問に対し、執行部より、スパーク大島の債務負担については、平成21年度で終了している。

また、他の施設の債務負担については、ほのぼの苑と白寿苑が平成24年度まで、やまびこ苑が平成26年度までであるとの答弁でした。

スパーク大島及び福祉センターの借地料は何名に支払っているのかとの質問に対し、執行部より、スパーク大島が3名、福祉センターが1名であるとの答弁でした。

介護給付費・訓練等給付費については、施設に入所している障害者のみかとの質問に対し、執行部より、施設入所者のみではなく、在宅生活者へのサービスも入っているとの答弁でした。

蒲野保育所について、町として将来の展望はどうかとの質問に対し、執行部より、公立保育所については、今後の園児数等の動向を踏まえ、直営か指定管理または廃止の方向を含め検討したいと考えているとの答弁でした。

また、保護者から公立保育所の延長保育を求める声があり、実施に向けて考えてほしいとの意見がありました。

次に、健康増進課関係では、委員より、女性特有のがん検診の受診率は、本町では減っているということであるが、全国的な傾向はどうかとの質問に対し、執行部より、節目の人へ無料クーポン券を送付しているが、2年に1度は検診を受けるようにという説明文を入れているために、無料であっても、前年に検診を受けている人は受診していないことも予想され、昨年より減少していると考えられる。全国的にも無料クーポン券は2年目であり、同様の傾向ではないかと考えられるとの答弁でした。

保健衛生総務費の委託料、予防費の委託料及び扶助費について、多額の不用額が生じているが、その理由は何か。補正で減額できなかったのかとの質問に対し、執行部より、保健衛生総務費の委託料の不用額については、主に妊婦健診委託料であり、妊婦届けが例年より20人程度減少したこと、また、それに伴う乳児健診等も減少したことによる。予防費の委託料及び扶助費の不用額については、新型インフルエンザワクチン接種において、中学就学前は2回接種ということであったが、弱毒性のため接種を1回しかしなかった者が多かったこと。また、非課税世帯の接種者の推計が困難であったこと。また、子宮頸がんワクチン接種はワクチンが不足したこと、ヒブワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン接種は、副反応発生により一時中止となったことにより接種者が減少したとの答弁でした。

また、決算見込み額をできるだけ早くつかみ、不用額については減額補正をすることにより、その財源の新たな活用をしてほしいとの意見がありました。

次に、認定第2号国民健康保険事業特別会計決算について、委員より、国庫補助金の特別調整交付金について、病院への繰り出しということで、平成21年度と比較して約9,000万円増加している。2年前の議論で、特定疾病分の補助として国が今まで負担していた部分を、地方自治体もしくは保険加入者が負担しなければならないという報告があったが、この部分かとの質問

に対し、執行部より、特別調整交付金が1億6,393万1,000円入っているが、このうち9,000万円強は大島病院の改築に伴うものであり、残り6,300万円程度が特定疾病のための補助金ということになる。これが、2年前当時の計算では、恐らく6,000万円の減額と言ったと思うが、平成22年度決算でみると9,100万円の減額である。この減額部分が、地方自治体と保険加入者の負担になるとの答弁でした。

町長が6月に保険税の3方式を打ち出しているが、これでは負担増の世帯がふえると危惧するが、見通しはどうかとの質問に対し、執行部より、国保の広域化という流れになっている。広域化で何が問題かという、標準の課税または県内一律の課税になるのではないかということである。今現在の本町の課税額を県内で比較すると、下のほうである。ある程度平均的なところに税を上げておかないと、広域化したときに一気に税が上がる懸念がある。今の保険税は4方式で課税しているが、今年5,000万円程度の引き上げと同時に3方式に変更する予定であったが、資産割のない世帯の課税が過重になるということで延期になった。資産割のない所得のある人が、かなりの負担増になるとの答弁でした。

次に、認定第3号後期高齢者医療事業特別会計決算及び認定第4号老人保健事業特別会計決算については、質疑はありませんでした。

次に、認定第5号介護保険事業特別会計決算について、委員より、地域支援事業及び介護予防支援事業の賃金は何人分かとの質問に対し、執行部より、地域支援事業については、実人数で作業療法士1名、健康運動指導士1名、看護師1名の計3名分である。介護予防支援事業については、実人数で保健師1名、介護支援専門員1名の計2名分であるとの答弁でした。

介護給付費準備基金は、3年ごとの計画策定時に全額取り崩しをはかる計画を策定するのか。また、3年ごとに計画を策定するシステムを変更する予定はないのかとの質問に対し、執行部より、介護保険計画を3年ごとに策定するシステムに変更はない。計画策定時に、準備基金についてはすべてを取り崩す計画を策定するが、実績で剰余金が生じた場合には、次期計画に、いわゆる繰越金として計上し、また、全額を取り崩す計画を策定するとの答弁でした。

また、家族介護支援事業での慰労金について、合併以前は在宅介護見舞金があったが、復活について考えてほしいとの意見がありました。

次に、議案第13号福祉事務所設置条例の制定について、委員より、かなりの事務量が予想されるが、第3条の社会福祉に関する事務のうち、町長が必要と認める事務とは所管課としてどのようなことを考えているのかとの質問に対し、執行部より、健康福祉部福祉課をもって福祉事務所とするものであり、現在の福祉課が行っている事務と生活保護や児童扶養手当など、県から移譲を受ける事務のすべてが福祉事務所の事務となる。そのため、現行の1班体制を2班体制として対応する予定であるとの答弁でした。

生活保護の事務について、保護者がふえることが予想されるが、どのように対応する予定かとの質問に対し、執行部より、ケースワーカーの養成として、4名が県柳井健康福祉センターで研修を受けているとの答弁でした。

次に、議案第2号公営企業局事業欠損金の処理について、質疑はありませんでした。

次に、認定第11号公営企業局企業会計決算について、執行部より、平成22年度決算の赤字額5億3,583万3,891円については、新大島病院の完成に伴う資産減耗費3億431万5,140円と、初度設備費7,270万円の発生が主なもので、平成21年度に比較して約4億5,000万円、この部分が悪化している。しかし、これは一過性の支出であり、それを除くと平成21年度と比較してわずかであるが改善しているとの説明がありました。

2つの老人保健施設について、入所の待機状況、将来の見通し、民間施設との関係、入所の審査の状況はとの質問に対し、執行部より、入所待機者に関しては、現在、さざなみ苑約92名、やすらぎ苑約39名であるが、予備的な申し込みが多く、実際の待機者は2施設ともに10名程度の見込みである。

将来の見通しとしては、経営的にもかんがみて、やすらぎ苑については平成25年度に80床へ増床の計画である。ほかの民間施設との比較は具体的には行っていない。また、入所の順番は、基本的には申し込みの順番になっているが、カテーテルや管等を使用している方は入所できません。介護度の違いにより、単価が大きく違うので、経営的にもバランスをみて調整しているとの答弁でした。

国債運用に伴う収入減についての質問に対し、執行部より、運用基金のうち40億円を利率2%で運用していたが、大島病院の新築移転に伴い、30億円近くを現金化し支払いに充てたため、約6,000万円の減収と変動利付国債の運用益が悪いので、若干償却して支払いに充てたため、平成21年度と比較して合計7,300万円の減収となっているとの答弁でした。

各施設の給与費について、具体的に説明をとの質問に対し、執行部より、基本的に給与費の増減は自然増減である。行政職は人事院勧告により減額しているが、その他の医療職などは減額されていない。老人保健施設は、介護福祉士の改善手当が月額1万5,000円増額しているので、人数に変化がなくても給与費は増加している。居宅支援事業所たちばなと大島病院健康管理室の2施設は、定年及び定年前の職員が退職し新規採用者が入ったため、給与費は大きく減少しているとの答弁でした。

今後赤字を少しでも減らす改善策はないのかとの質問に対し、執行部より、大島病院の一般病床39床が、11月には15対1から13対1の看護基準を算定することで、1,000万円近く増収になると思われる。医療療養病床のほうも50名から58名程度入院できる見込みで、約4,000万円の増収を見込んでいる。東和病院については、消化器内科の医師を確保すること

で入院患者の増加が見込める。外来では、3病院を合わせて1日50名程度ふやしたいとの答弁でした。

眼科の手術が以前大島でできていたが、再開できないのかとの質問に対しては、執行部より、以前は橋病院で白内障の手術ができていたが、いろいろな理由で実施できないのが現状であるとの答弁でした。

以上が本委員会に付託されました案件に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 民生常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑に入ります。民生常任委員長に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

民生常任委員長、お疲れさまでした。

次に、建設環境常任委員長から委員会審査の経過並びに結果の報告を求めます。安本議員。建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 建設環境常任委員会を代表いたしまして、本委員会における議案の審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

当委員会は、9月20日、委員5名出席のもと委員会を開催し、審査を行いました。

審査に当たりましては、議案の所管事項全般にわたり執行部から説明を求め、質疑を行い、十分なる審査の結果、認定第1号のうち本委員会所管部分及び認定第6号から認定第9号については認定すべきものと決定いたしました。

審査に当たりました順次に沿って、その過程における発言のうち、主なものについて申し上げます。

まず、商工観光課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、竜崎温泉の前売り入浴券で旧橋町が売っていた払戻し分が、合併後、総額どのぐらいの支払いになっているのかとの質問に対しまして、平成19年度から指定管理移行後の4年間で1,757万5,200円の支払いをしているとの答弁でありました。

委員より、竜崎温泉レストランの利用が減っていると聞くがとの質問に対しまして、売り上げでは平成21年度に比べ、31.9%の減となっているとの答弁でありました。

委員より、高齢者が加害者となる交通事故もふえており、高齢者がいつまで車に乗れるかわからない。町内での公共交通網についての組み立ても必要になるのではとの質問に対しまして、協議検討も必要と考えているとの答弁でありました。

次に、農林課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、イノシシがふえ、あちらこちらで被害が出ている。捕獲免許者に補助者をつけて、地域としてイノシシを取る体制をつくれ

ないものかとの質問に対しまして、本土では、稲作地域を通ると必ず防護さくをしているように、農作物を守ることに力を入れている。本町では、本年度防護さくの補助事業として大幅増の1,000万円を予算化したところであり、現在500万円程度の申請を受けつけている。今後は、みかんへの被害が予想され、申請が多くなると思われるとの答弁でございました。

委員より、ガルデンビラの今後の運営についてどのように考えているのか。今後、修理費が必要となるのではとの質問に対しまして、現在、屋根・外壁といった建物の基幹的な部分での修理は必要ないと思われる。今のところ、収入が支出を上回っているとの答弁でありました。

委員より、地域でまとめて狩猟免許をとらすことはできないかとの質問に対しまして、免許取得は可能であるが、捕獲から捕獲後の処理も含めて委託料を支払っており、個々で一連の処理ができることが条件となるとの答弁でありました。

次に、水産課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、ホイストの利用目的は。また、再塗装は10年もつと考えるよいかとの質問に対しまして、水産加工品（イリコ）等の運搬に使われている。塗装については、海岸縁であり、10年もつとは言い切れないとの答弁でありました。

次に、建設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、油宇・馬ヶ原間では、バスが真ん中を走らなければならぬ状態である。道路沿いの路肩部分は、年に1回草刈りをしてもらっている。道路に覆いかぶさった枝も切ってもらわないと意味がないとの質問に対しまして、去年までは大規模農道については、田布施農林事務所の県事業で施行する予定だったが、予算の確保が困難となり、実施できなくなった。そのため、油宇・伊保田から和田の間、神浦から東和病院の間の高枝伐採を町が行う予定であるとの答弁でありました。

次に、上下水道課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、平成24年度以降の水価安定補助金はどうなるのかとの質問に対しまして、県の方針は用水供給事業については廃止、末端水道事業分についてはゼロから再検討の方針であるが、現在、事務レベルにおいて協議しているところである。先日、1市4町の首長で、県知事、県議会議長に対して直接要望書を提出したところであるとの答弁でありました。

認定第6号簡易水道事業特別会計について、委員より、簡易水道の使用料は不納欠損額に計上できるのか。また、水道はとめられないのかとの質問に対しまして、使用料は私法上の債権のため、不納欠損がなかなか難しいと思われる。なお、給水停止の通知と給水停止の執行は31件行っているとの答弁でありました。

認定第7号下水道事業会計について、委員より、公共下水道の分担金の不納欠損はどういう場合にできるのか。また、使用料の14人の38万3,000円で10カ月分というのは相当古い。死亡者かとの質問に対して、分担金、使用料とも公法上の債権で、5年の時効分である。使

用料については、14人、105期分で、その中には死亡者も含まれているとの答弁でありました。

認定第8号農業集落排水事業特別会計について、委員より、農業集落排水の供用開始した処理区で、加入率が非常に低い地区があるが、加入促進はしているのかとの質問に対しまして、広報に掲載し啓発している。また、行政連絡員集会で再度お願いしているとの答弁でありました。

認定第9号漁業集落排水事業特別会計について、質疑はありませんでした。

次に、環境施設課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、先般の公共施設視察で見せていただいたが、衛生センターは古くなっており、修理費がかさんでいる。今後、更新は考えているのか。また、地震などで被災した場合の対応はいかにとの質問に対しまして、更新は柳井広域に参加を含め検討している。施設が被災した場合には、災害復旧を行いながら、他の公共下水道等施設で対応するとの答弁でありました。

次に、生活衛生課関係では、認定第1号一般会計について、委員より、久賀地区において県所有の住宅（教職員用等）の空き部屋はないのかとの質問に対しまして、すべては把握していないが、県職員住宅は八幡にあり、周防大島高校の教職員が入居している。以前はほかにも2カ所（新開・中瀬田）にあったが、現在は解体しているとの答弁でありました。

委員より、古い住宅は増改築をしていることが多いが、これらの住宅の払い下げ等を実施し、早目に整理していくほうがよいのではないかと。高齢化のため、年々困難になっていくのではないかと。質問に対しまして、払い下げ等について内部検討はしているが、具体策は出ておらず、結論に至っていない。今後の検討課題である。古い住宅で退去した住宅は政策空き家にしており、最終的には解体も視野に入れているとの答弁でありました。

委員より、町営墓地について久賀の残数（2,168区画中21残）に比べ、つつじ墓園（232区画中140残）の残数が多いのは、場所の問題か。また、新聞折り込み等も活用してPRしたらどうかとの質問に対しまして、最近では改葬の増加等により久賀についても残数は増加傾向にある。町営墓地のPRは、大島斎場へ墓地の案内を設置しているとの答弁でありました。

委員より、住宅使用料の延滞が発生した場合は、2カ月を目安に保証人へ連絡するほうがよい。保証人も多額になると支払うことができなくなるのではとの質問に対しまして、できる限り早目に保証人に連絡するとの答弁でありました。

以上が本委員会に付託されました議案に対する審査の内容であります。議員各位におかれましては、本委員会の決定どおり御議決賜りますようお願いをいたしまして、報告を終わります。

議長（荒川 政義君） 建設環境常任委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。建設環境常任委員長に対する質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 基本的に質疑の内容は、決算認定、一般会計に関する部分の質問

をします。という中で、委員長から報告で触れておられないというふうに今聞いておったんですが、仮に委員会審議であったら報告をお願いしたいというふうに思います。

と言いますのが、実は、周防大島観光協会収支について、成果表等出ております。成果表で出ているのが、1つは1,972万5,000円と、委託事業収入等が出ております。そして、そういう中で審議として当然されたと思うのですが、1つは、報告で出されております当初予算に計上せずに決算で計上したのものとして、いわゆる支払い報酬料というのがあります。支払い報酬料61万4,400円ということで、これは決算の流れからすると、途中から発生したものと思われる。

その点で、これが1,972万5,000円に含まれるのかどうなのかという質疑。それとあわせて、この内容について質疑があったかどうかについて、報告していただきたいというのがまず最初です。

それと、実際的に団体補助という名目がきちとした特定目的というか、例えば周防大島フォトコンテストをやりましょうということで事業計画がされました。それで、補助上は、本年度決算としては150万円使い切りましたという報告であります。しかし、実際中を見てもみると、実は150万円の予算に対して50万円の決算でした。ということは、ここで100万円変動が生まれます。その取り扱いについて、例えば委員会ですから、質問があったのかどうなのか。この点で委員長の報告を求めたいというふうに思います。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 広田議員さんの御質問にお答えします。

まず1点目でございますが、61万4,400円の報酬の件でございますが、この点について執行部からの説明では、これは税理士に対する報酬ということで支払ったという説明であったように記憶しております。

それから、もう一点の周防大島フォトコンテストの問題でございますが、これについては質疑はありませんでした。

以上でございます。

議員（8番 広田 清晴君） 委員長の記憶に頼って質疑をするような格好になって非常にまずいんですが、実際的に執行部より、最初に質問したように、例えば、今言われた税理士に支払うものについては、補助対象外というような答弁はなかったのか、あったのかについて、聞いてなかったと。その点ではなかったという対応ですか。

建設環境常任委員長（安本 貞敏君） 私の記憶では、これは途中から、今言う、観光協会のほうが法人化されましたので、報酬として支払ったという説明を受けたと思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

建設環境常任委員長、お疲れさまでした。

以上で、各常任委員長の報告並びに質疑が終わりましたので、これから討論、採決に入りますが、暫時休憩をいたします。40分まで休憩をいたします。

午前10時30分休憩

.....  
午前10時43分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから討論、採決に入ります。

議案第2号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第2号平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理について、委員長報告は可決とするものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

認定第1号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一般会計決算認定に対する反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。今年度の決算額、これは156億2,090万9,000円ということになっております。私は実際的に、今まで議員になって、合併以前、合併以後も同じ立場から討論しましたが、実際的に合併後の状況を含めながら討論したいというふうに思います。

御承知のように、平成16年、サービスは高いほうにあわせて、そして負担は低いほうにあわす、そういった形で、周防大島町が誕生しました。考えてみていただきたいのは、あの当時、実際的には周防大島町の、いわゆる財源の多くを占める普通交付税、これが実は三位一体の改革というところでかなり厳しく締めつけられました。

あれ以降、かなり私の所管の部分、扶助費等については大幅カットされました。実際的に16年度状況を見ますと、大体財政調整基金6億円ぐらいでありました、実際的に。それで、厳しい、厳しいという状況が続いて、今どうなのか、この決算段階でどうなのかといえは、財政調整基金、これは大幅にふえております。

それで、国の対応と合わせて決算上どうかと言うたら、皆さん方も御承知のように、大型交付金の中で、環境整備はそれなりに進んできたというのが決算の特徴です。しかし、民生にかかわる部分、合併前の各町の独自策、そろそろ復活させてもいいんじゃないかということ、よく討論しました。私は、住民の置かれちよる状況、これを深くつかんで、それを予算化すること、これが非常に大事な視点であると、これが1つです、討論の1つです。

それと、他会計との関係。いつも言いますが、実際的に繰入金等、他会計に繰り出さなければならぬ金額は多額であります。そういう中で、どういうふうな、その会計自身が、いわゆる実際の性格を持つのかという点で、私は、特に財政に言うのは、繰入金調整をする必要はないんじゃないかということを言います。脆弱な会計、非常に弱い会計、そして町民に大きく影響を与える部分、これについては、繰入金調整をすると、特にひどくなる。実際的に、私はよくここで討論しますが、これは、ここの中でありますが、実際的にはかなりのきつい会計の部分の指しちよるというふうを考えます。

今回、不用額が大きいのが特徴です。9億円余りの不用額です。そして、実際的にその不用額の中身を見ると、21年度から22年度への、いわゆる繰り越し分。これが3億円として、単年度で6億円、これがあります。私は、いつも言うのですが、できるだけ早く執行部は、いわゆる見通しを持って、そして補正に上げていく。そして住民の暮らしや福祉、環境に充てる。これが町民への使命であるという立場から討論してきました。

今回、いわゆる21年度から22年度の繰り越しをのけても、実際的には6億円。なぜ財政当局や、そして町長が、こういう推定が早い段階でできないのか。少なくとも、私は12月補正ぐらいに間に合えば、私はかなりの手が打てる、町民要求が実現できるという立場で、いわゆる繰越金の大きさ、これに対する批判をしております。

もう一つは、今まで言ってきた歳出のあり方、性質の問題です。例えば、町は、団体補助という名前で観光協会に多額の金額を、いわゆる補助金として支出します。しかし、考えてみれば、私はそこに財政の中身を議員がつかみにくくなる恐れがある。これが私が今まで討論してきた内容です。

というのが、本来なら、補助金で出したら、その団体の代表が今度はその補助金の受け手になって、今度は支出権が、いわゆるその団体の長に発生します。補助金であっても、実際的には。そうすると、議長並びに議員がその団体の長になった場合、どうなるかと言えば、いわゆる多額の分を今度は執行権者になるわけです、補助金の。議員が執行権者になったら、私はいけないんじゃないかと。補助金の執行権者になるということになれば、例えば具体的にいえば、いろんな契約が発生します。契約が発生したときには、当然その代表が契約の相手方になります。だからこそ私は問題がある。

それといわゆる不透明さが発生する。今回質疑の中で明らかにしたように、例えば、具体的に当初予算で150万円組みます。それで、町は「ああ、そうですか」と出します。それで、実際的に決算上は、50万円使ったので、今度は100万円残りまして。その100万円残りましてについては、どうするのかという議論さえもわからなくなるという恐れがあります。安易に団体補助をすると、私は非常にまずい側面があるというふうに考えております。この点では、執行部がいつまでも今のようなやり方をしよると、私は執行部自身も問われるんじゃないかと、責任も問われるというふうに考えております。

以上の点から、反対の立場から討論しておきたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第1号平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、各委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第2号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 国民健康保険会計決算について反対の立場から討論しておきます。と言うのが、確かにその年度においては、実際的にはかなり大きな任意の繰り入れをしました。しかし、一気の基金の取り崩し、これも一方で事実です。そういう中で、国保会計の繰入金調整をすると、実際的には翌年度以降、また非常に厳しい会計になるというふうに私は考えます。

そういう中で実際考えてみると、私はよく言うんですが、国保会計というのは、地方自治体にとっても、加入者にとっても、非常に大変な状況が推移しておるということはまぎれもない事実です。実際的に医療費負担割合、国がカットしたことによって、かなり厳しい会計になっております。

それで、実際的に、それが追い打ちをかけたのが、22年度決算でありました。言いますのが、先ほども触れられましたけど、特定疾患にかかわる負担と、いわゆる特調で入るべき減額分と、これが影響では9,000万円ぐらいではないかというふうに言われております。

この部分が、実は会計に大きくかかわっている、覆いかぶさっているという認識であります。だったら、この部分をどうするかと言えば、やっぱり私は一気の取り崩しじゃなしに、きちっと一定の基金を残しとかんと、翌年度以降大変な国保会計になってしまうんじゃないかということ、今までも言ってきました。

そういう形でとれば、確かに後期高齢者医療移行に伴い、国保加入者そのものが今少なくなっておりますが、実際的には、国保会計から介護保険部分、そして後期高齢者医療部分に負担が出ますから、実際的には非常に厳しいということであります。

だったら、そこをどうかといえば、やっぱり、これは町長の裁量権の範囲で、実際的にはできるものが大きいというふうに考えております。と言いますのは、町長ならば、例えば、繰入金調整にストップをかけることもできます。町長ならできます。財政当局がいかにか言っても、それはすべきではないと言えば、町長の腹づもりでできます。特に、そういう会計体制を考えたらうで取り扱わんと、随時それがいわゆる加入者負担に覆いかぶさってくる。これはまぎれもない事実です。ぜひ、その点を考えていただきたい。そういう立場から、反対の立場を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第3号、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第3号平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第4号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第4号平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第5号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第5号平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第6号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第6号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第7号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第7号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第8号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第8号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第9号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第9号平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第10号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

認定第11号、討論はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、賛成の立場から討論しておきたいというふうに思います。

実は、22年度の大きな特徴の1つ、これが大島病院が長年かかって建設できた、建設改良で完成したということが1つです。そして、考えてみれば、それは圧倒的旧大島町民の声でありました。しかし、混乱がありました。実際的に、私が当時4地区の、いわゆる集会にずっと出たところ、非常に誤解があったと。しかし、誤解は少しずつ解けてくるんじゃないかというふうに私は見ておりました。

そういう中で、22年度決算の認定として、議案として上がりました。それで、考えてみれば、委員長が先ほど報告したように、対前年度と比較して非常に赤字高が多いのが特徴です。いわゆる、大島病院の処理、旧病院関係の処理、これらを引くと、大体1億5,000万円ぐらいまで落ちるんじゃないかというふうに見ております。

そして、それを圧縮する方法、これも考えておくべきじゃないかということ、私は提起しております。と言いますのが、今、公立病院を運営していくときに、非常に厳しい状況がある。各自治体とも、これは皆さん方が決算を見てもらったらわかるように、公営企業局の決算は、赤字の累積を残していない。他の県内の自治体病院とは違って、その都度赤字処理をしてきておることが、実は大きな特徴の1つの決算状況です。この点では、私は重たいもんがあるというふうに考えております。

それともう一つ、これは、いわゆる近い将来、帳簿上の赤字が出る点も指摘しております。と言いますのが、既に御承知のように、東和病院にかかわる部分の、いわゆる簿価にかかわる部分が大幅に出ると、22年度決算で、そしてまた、いわゆる赤字欠損金の処理で明らかのように、かなり一時的に消費する部分が出ます。これが推定で5億円ぐらいになります。そうすると、決算上、例えば建設改良が10億円余りが一気に5億円落ちることになれば、これはだれが見ても非常に厳しいんじゃないかというふうに見られます。

ですから私は質疑の中で、いわゆる基準繰り入れについて質疑をしました。執行部は嫌がるかもわかりません。しかし、公営企業局、3病院、2つの老人保健施設、これを円滑に実施していこうとすれば、今の段階から、いわゆる基準繰り入れ、これを議論していかにゃあいけないんじゃないかということを行いました。

言いますのが、基準繰入と実際的な周防大島町の繰入状況を見ますと、大体2億円ぐらい、いわゆる差があります。これは、他の自治体病院と違って、他の自治体病院はそれぞれ基準繰入

を入れております。それと違って、周防大島町は基準繰入までいかない部分の繰入になっておるといのが客観的事実です。

今まで内部留保がありましたので、それなりに運営できております。確かに、いろんな改善も必要です、赤字を減らすためのね。ほいじゃが、それ以上に、私は、この部分を議論していかんと、解決につながっていかんのではないかという危惧をしております。これをぜひ討論の中に入れちゃきたいというふうに考えます。

それでないと、実際的に公営企業会計、大変な状況が起こるであろうというふうに思います。私は少なくとも、今から先、内部留保がずんずん減っていくと。私のほうからすれば、内部留保は、町民の皆さん方や、基本的には職員体制の充実、医師の充実に使いなさいということをよく言いますが、それで私はいいと思います。ほんとに、実際的に、町立病院にふさわしい病院運営、これをぜひとも引き続き要求して、賛成討論としたいというふうに思います。

以上であります。

議長（荒川 政義君） 次に、反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。認定第11号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、委員長の報告は認定とするものであります。委員長報告のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり認定することに決定しました。

議案第12号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第12号周防大島町暴力団排除条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

議案第13号討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第13号周防大島町福祉事務所設置条例の制定について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第23号

議長（荒川 政義君） 日程第15、議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業局管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第23号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

周防大島町立橋病院には、外科の診療がなく、患者さんには大変御不便をおかけいたしていましたが、10月10日より河合義人医師が着任することになりましたので、別表、きょうお配りしています議案つづり第4号の周防大島町立橋病院の項で、診療科目の欄中、内科の次に「外科」を加えるものでございます。

慎重なる御審議のうえ、御議決賜りますようお願い申し上げます。

以上です。よろしく申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第23号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第16．発議第2号

議長（荒川 政義君） 日程第16、発議第2号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出についてを上程し、これを議題とします。趣旨説明を求めます。魚谷洋一議員。

議員（13番 魚谷 洋一君） 尾元武議員、安本貞敏議員の賛成を得て、今期定例会に提出いたしました発議第2号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書について提案の理由を申し上げ、議員各位の御理解と御賛同を賜りたいと存じます。

御承知のとおり、離島振興法は、昭和28年からおよそ60年にわたり、全国の離島において各種振興事業が推進され、本町においても、この法律の恩恵により生活条件や産業基盤が整備されてきたところであります。

しかしながら、離島地区においては、高齢化の進行や割高な流通生活コストなど、取り巻く環境は依然として厳しい状態が続いており、ましてや外海離島のように国境を接している自治体は、これらに加えて領域や海洋資源等、難しい国際関係に直面しております。

よって、意見書では、国においては離島の役割を十分認識し、離島の自治体が自主・自立性を発揮して、離島振興を進めることができるように、振興対策の見直しをはかる必要があると訴えているところであります。

特に、重要項目としては、2002年に改正延長された現行法が、2013年3月31日までの時限立法であり、全国離島振興市町村議会議長会においては、全国の離島をかかえるそれぞれの市町村が、同様な趣旨の意見書を国へ要望することを決定したところであり、総合的な離島振興策を強力に推進するために、改正延長を求めていること。さらに、本町では、浮島が対象地域に指定されている「離島ガソリン流通コスト支援事業」を税制改正により恒久的な措置を実現すること。また、山口県も取り組みを始めたドクターヘリ等、緊急輸送体制の整備を積極的に進めることなどを強く要望することとしております。

議員各位におかれましては、本意見書の提出につきまして、御賛同いただきますようお願いいたします。提案理由の説明といたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

委員長、席のほうにお戻りください。

これから、挙手による採決を行います。発議第2号「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出について、原案のとおり採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

議長（荒川 政義君） 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり採択されました。本件について、議会の意思として関係機関に上申をいたします。

・ ・

議長（荒川 政義君） 以上をもちまして、今期定例会に付議された案件の審議は全部議了いたしました。

これにて平成23年第3回定例会を閉会いたします。

事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時14分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長 荒川 政義

署名議員 安本 貞敏

署名議員 尾元 武

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員